

海外送金等外為取引をご利用のお客様へ

以下の注意をお読みいただき、内容をご確認くださいませようようお願い申し上げます。

1. 当行では、お客さまから依頼を受けた外国送金について、送金目的、受取人、その他詳細について確認させていただいております。また、規制の対象となる国・地域等への送金ではないことも確認させていただいております。特に、物品輸入に係る外国送金の場合には、当該物品の原産地および船積地域等についての確認も行っております。
2. また当行は、マネーロンダリング等金融犯罪対策の一環として、外国送金を常時モニタリングしております。当行の外国送金を不正に使用される恐れがあると当行が判断した場合や、その他送金の停止等を必要とする相当の事由が生じた場合には、お客さまに事前に通知することなく、関連する送金業務の全てまたは一部の利用停止等の措置を講ずる場合がございますので、予めご了解下さい。また、これによりお客さま等に生じた損害につき、当行は責任を負わないものとします。
3. 次ページ以降の以下の注意事項についても併せてご確認ください。
 - 「外国為替及び外国貿易法」への対応について
 - 米国 OFAC 規制に関する留意点について

<ご留意>

海外送金等に関しては、昨今の経済制裁措置への対応が世界レベルで強化されているため、受付後または後日、中継銀行等からの照会件数が増えております。このような背景により、送金の中継銀行で留保されたり、着金までに要する時間が以前より長くなる場合がございます。当行よりご連絡を差し上げた際は、大変お手数ではございますが、至急ご連絡をいただきますよう宜しくお願い致します。またその際、送金の理由となる資料のご提出をお願いすることもございますので、ご協力をお願い致します。

＜海外送金等外為取引をご利用のお客さまへ＞

「外国為替及び外国貿易法」への対応について

当行は、外国為替及び外国貿易法(外為法)第17条で規定されている銀行等の確認義務等の確実な実施のため、「貿易に関する支払規制」、「資金使途規制」および「特定国(地域)に関する支払規制」等にお客さまのご送金取引が該当しないことを確認させていただいております。

外為法に基づく送金の規制(北朝鮮・イラン・ロシア関連抜粋)

- 1) 北朝鮮の「貿易に関する支払規制」
 - ・北朝鮮を原産地または船積地域とする全ての貨物の輸入または仲介貿易に係るもの(外為法第16条第5項、第25条第6項、第52条)
 - ・北朝鮮を仕向地とする全ての貨物の輸出または仲介貿易に係るもの(外為法第48条第3項、第25条第6項)
- 2) 北朝鮮の「資金使途規制」
 - ・「北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器に計画に関連する者」への支払
 - ・「北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与する者」への支払
 - ・「北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る活動」に係るもの
- 3) 北朝鮮に対する「支払の原則禁止」
 - ・人道目的かつ10万円以下の場合を除き、北朝鮮に住所等を有する者に対する支払の原則禁止
 - * 送金先が北朝鮮であるものに限定せず、対象となる支払は次の者を受取人とするもの。
 - a) 北朝鮮に住所・居所(以下「住所」等)を有する自然人(※1)
 - b) 北朝鮮に主たる事務所を有する法人その他の団体(以下「法人」等)
 - c) 上記bの法人等の外国にある支店、出張所その他の事務所(以下「支店等」)
 - d) 上記a又はbにより実質的に支配されている法人(※2)等
 - e) 上記dの法人等の外国にある支店等

(※1) 北朝鮮に住所等を有する個人を対象としたものであり、国籍は関係ない。
 (※2) 北朝鮮に主たる事務所を有する法人等が当該法人等の発行済株式総数の過半数以上を保有している場合や、役員の過半数以上を北朝鮮に住所等を有する者が占めている場合、等が該当。
- 4) イランの「資金使途規制」
 - ・イラン関係者による本邦の核関連企業への投資に係るもの
 - ・「イランの核活動等及び大型通常兵器等に関連する活動」に寄与する目的で行われるもの
 - ・「イランの核活動等に関与する者」への支払
- 5) ロシア関連
 - ・「クリミア「併合」又はウクライナ東部の不安定化に直接関与していると判断される者」への支払
 - ・クリミア自治共和国又はセヴァストポリ特別市を原産地とする輸入に係るもの
 - ・ロシア連邦を仕向地とする武器等の輸出に係るもの
 - ・ロシア連邦の特定銀行等に対する証券の発行に係るもの

事前届出が必要な指定5業種への対外直接投資

外為法第23条及び外為省令第21条で規定されている財務大臣への事前届出が必要な以下の指定5業種への対外直接投資につきまして、お客さまのご送金取引が該当しないことを確認させていただいております。
「漁業、皮革または皮革製品の製造業、武器の製造業、武器製造関連設備の製造業、麻薬等の製造業」

つきましては、上記に該当するお取引がある場合には、当行に対して申告いただく等、ご協力をお願い致します。なお、それ以外の送金であっても、送金目的や商品の原産地・船積地域等の記載又は上記規制に該当しない旨の申告等を当行が要請した場合には、当該要請への対応について、ご理解とご協力をお願いします。また、当行がお客さまのために北朝鮮・イラン・ロシア関連の外国からの送金を受けた場合にも、当行は確認を行うこととされておりますので、その際の確認の要請への対応についても、ご理解とご協力をお願いします。

〈海外送金等外為取引をご利用のお客様へ〉

米国OFAC規制に関する留意点について

米国の財務省外国資産管理室(OFAC)は、外交政策・安全保障上の目的から、米国が指定した国・地域や特定の個人・団体などについて、取引禁止や資産凍結などの措置を講じており、そうした規制はOFAC規制と呼ばれています。当行では、お客様の取引が、米国法規遵守の観点からOFAC規制にかかる取引に該当しないことを確認させていただいております。直接的な送金人や受取人が制裁対象に該当しなくても、送金の背景にある取引の関係当事者・関係者等が制裁対象である場合は、当該送金取引も制裁対象に該当することになります。以下のお取引が規制の適用を受けます。

- 1) お取引の関係当事者(一般的に、輸入者・輸出者、お取引に関与する銀行・船会社、荷受人、輸送船、送金依頼人・受取人、保証の受益者を指します)の所在地や、お取引の関係地等(一般的に、原産地、船積地、仕向地、船籍等を指します)に、イラン、キューバ、北朝鮮、シリア、ウクライナのクリミア地域が含まれている。
- 2) 米国政府により、特定テロリスト、特定麻薬取引者、特定大量破壊兵器取引者および核拡散防止上問題のある法人・個人等として特定されている者がお取引に関係している。
- 3) 米国人(米国外の支店・子会社等の法人を含む)、米国居住者、米国内の法人・金融機関・団体等(非米国法人・金融機関の在米支店・子会社等も含む)が関与している。

お客様のお取引がOFAC規制に該当する、または該当する恐れがある場合には、当行よりお取引の内容を確認させていただき、その結果によっては、当行の判断により、当該お取引の中止又は取消等を行うことがございます。お取引内容の確認については、当行の調査とは別に、送金経由銀行、あるいは、送金受取銀行である米国金融機関が別途独自の調査を実施する可能性がございますので、ご協力を宜しくお願い申し上げます。また、OFAC規制による理由で資産凍結の措置が講じられた場合、取引の代り金としてお預かりした資金の返却は致しかねます。そうした場合にはお客さまご自身にて、OFACに対する凍結解除の申請等、然るべきご対応をいただく必要がございますので、予めご承知置き下さい。

その他にも我が国および米国や国際機関等の経済制裁等によって禁止または制限される取引がございます。これらの経済制裁措置の詳細については、財務省または経済産業省、および米国財務省外国資産管理局(OFAC)のホームページ等をご確認ください。

また、外為法および犯罪収益移転防止法の要請を適正に履行するため、第三者(個人・法人)のための外為送金はお取扱いできません。送金のお取引は口座名義人ご自身の資金を送金する場合に限り取り扱わせていただきます。ご依頼の取引が口座名義人ご自身の資金を送金するものであることをご確認ください。

マネーロンダリング及びテロ資金供与対策への 取組みについて

日本および国際社会がともに取組まなくてはならない課題として、マネーロンダリングおよびテロ資金供与対策の重要性が近年益々高まっております。こうした中、金融庁は、2018年2月に、金融機関等における実効的なマネーロンダリングおよびテロ資金供与対策の基本的な考え方を明らかにした「マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を策定、公表しました。

これを踏まえ、私たちSMBC信託銀行は、マネーロンダリング及びテロ資金供与対策の重要性に鑑み、すべてのステークホルダーに対して以下を約束し、宣言します。

SMBC信託銀行の3つの約束

1 SMBC信託銀行は、マネーロンダリング及びテロ資金供与対策を経営上の最重要課題の一つと位置づけ、全社的な管理態勢を整備、維持します。

2 SMBC信託銀行は、適用を受けるすべてのマネーロンダリング及びテロ資金供与防止に係る法令等を遵守します。

3 SMBC信託銀行は、マネーロンダリング及びテロ資金供与を断固として許さず、これらに一切関与しません。

お客さまへのお願い

マネーロンダリング及びテロ資金供与対策実施のため、お客さまには以下のようなお手数、ご不便をおかけすることがあります。

誠に恐縮ではございますが、趣旨へのご理解と対策へのご協力をお願い申し上げます。

✓ **申込書などに記入欄のない事項についても詳しく伺うことがあります。**

お名前、ご住所、連絡先、生年月日などの基本事項の他、職業などの属性情報や、取引の目的、背景、原資、使途などについて詳しいご説明をお願いすることがあります。

✓ **確証となる資料のご提出をお願いすることがあります。**

運転免許証などの本人確認資料の他、取引の背景や内容、適法性などを確認するため、その裏づけとなる資料などのご提出をお願いすることがあります。

✓ **取引を制限したりお断りすることがあります。**

上記にご協力頂けない場合を含め、当行の判断により、口座開設などの新規取引をお断りするケースや口座の利用を制限、停止、口座を解約するケースに加え、外国送金や外貨両替など個別の取引をお断りしたり、確認に時間を要したりすることがあります。

外為送金依頼書

◎太枠内をアルファベット大文字・ブロック体でご記入ください。該当事項の□欄に✓印をご記入ください。



ご依頼人 ※アルファベット大文字・ブロック体でご記入ください。		ご記入日	20	年	月	日					
お名前		ご依頼人英文名 ※当行登録正式名で関係銀行に通知されます。変更が必要な場合は名義変更手続をお願いいたします。									
英文住所		届出印または届出署名									
日中連絡先 () -											
電子メールアドレス											
送金種類		関係銀行手数料：お受取人負担とします									
送金金額 ※送金通貨記号もご記入ください。		関係銀行手数料の依頼人負担を希望する場合は、下記チェックボックスにてご指定ください。依頼人負担の場合、関係銀行手数料指図料として所定の金額を申し受けます。									
<input type="checkbox"/> 電信送金 ・海外向け外貨建送金 (15:00) ・国内他行向け外貨建送金 (10:45) ・海外円建送金・外為円決済 (11:45) ・SMBC信託銀行あて (15:00)		<input type="checkbox"/> 依頼人負担 ※支払(受取)銀行手数料は依頼人負担にできません。 ※関係銀行が手数料の依頼人負担取扱を拒絶することがあります。この場合、上記にご指定いただいても、手数料は受取人負担となります。 ※上記の場合や関係銀行手数料が不要であった場合でも、関係銀行手数料指図料の払い戻しは致しかねます。									
<input type="checkbox"/> 送金小切手 (店頭受付のみ) (15:00)											
お支払方法 該当するお支払方法をチェックし、口座番号をご記入ください。											
お取引店	お支払内容	科目			口座番号						
	送金元本	<input type="checkbox"/> 円普通	<input type="checkbox"/> プレスティアマルチマネー(外貨)	<input type="checkbox"/> その他()							
		<input type="checkbox"/> プレスティアマルチマネー(円)									
	諸手数料	<input type="checkbox"/> 円普通	<input type="checkbox"/> プレスティアマルチマネー(円)	<input type="checkbox"/> 現金	<input type="checkbox"/> その他()						
お受取人取引銀行 ※アルファベット大文字・ブロック体でご記入ください。											
SWIFT BIC アドレス		アメリカ(ABA)、オーストラリア(SWIFT Codeに加えてBSB No.(いずれも必須))、その他銀行コードがあればご記入ください。									
銀行名		支店名									
支店住所											
		都市名/州名/省名			国名						
お受取人 ※アルファベット大文字・ブロック体でご記入ください。											
受取口座番号またはIBAN (電信送金の場合) ※欧州・中東向け送金などIBANが求められる場合にはご記入ください。IBANがない場合は送金資金が返却されることがあります。 ※送金小切手の場合、お受取人ID情報をご記入ください。											
		4		8		12		16		20	
		24		28		32					
お受取人英文名											
英文住所 ※お受取人の国・州(省)・都市・番地を含む住所(省略、私書箱不可)をご記入ください。											
		都市名/州名/省名			国名						
お受取人電話番号		本社(本店)所在国名 ※受取人が法人の場合は必ずご記入ください。									
お受取人宛連絡事項 ※50文字以内を目安にご記入ください。											

送金目的等 ※英語でご記入ください。		受付支店	送金実行日
<input type="checkbox"/> 物品購入の場合 (詳細をカッコ内に英語でご記入ください。) 商品の品目 () 原産地 () 最終目的地 () 船積地域 ()		外為レート	円貨額
<input type="checkbox"/> 投資の場合 (詳細をカッコ内に英語でご記入ください。) 投資内容詳細 ()		海外送金手数料	
<input type="checkbox"/> 上記以外		関係銀行手数料指図料	
		リフティングチャージ	
		合計	
<input type="checkbox"/> 「海外送金等外為取引をご利用のお客様へ」を確認しました。 「外国為替及び外国貿易法」「米国OFAC」の規制対象取引に該当しません。		国際収支項目番号 []	
		支払等報告書 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 提出不要	
		許可等の日付・番号	

備考										
本人確認(外為法等)	本人確認(番号法等)	外為法上の適法性確認	経済制裁に係る申告確認済	受付	印鑑署名照合	CF	C-indicator確認	記帳	検証/承認	高額承認
<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 告知書(現金) <input type="checkbox"/> Flag 有/無 <input type="checkbox"/> 番号届出書要	確認日 確認者								



振込規定（海外送金）（抜粋）

1 適用範囲

当行は、外為送金依頼書および電話による送金の依頼による次の各号に定める外国送金取引については、この「振込規定」により取扱います。

- ① 外国向送金取引
- ② 国内にある当行の支店または他の金融機関にある受取人の預金口座への外貨建送金取引
- ③ 外国為替法規上の（非）居住者と非居住者との間における国内にある当行の支店または他の金融機関にある受取人の預金口座への円貨建送金取引
- ④ その他前各号に準ずる取引

3 送金の依頼

(1) 送金の依頼は、次により取扱います。

- ① 店頭および電話による送金の依頼は、当行所定の受付時間内に受け付けます。
- ② 店頭以外での送金の依頼については、当行所定の受付時間内にて、当行所定の金額の範囲内とします。
- ③ 当行所定取扱時間終了後および銀行休業日にて受付けた場合には、前項の規定にかかわらず、依頼日の翌営業日に支払指図を発信します。
- ④ 送金の依頼にあたっては、当行所定もしくは当行の承認を得た外為送金依頼書、または当行所定の方法により事前に内容を登録するための依頼書等を使用し、送金の種類、支払方法、受取銀行名、支店名または住所、受取人名、受取人口座番号および受取人の住所・電話番号、送金金額、依頼人/送金人名、依頼人の住所、電話番号、関係銀行手数料の負担者区分など当行所定の事項を正確に記入し、署名または記名押印のうえ、提出してください。なお、送金人は依頼人と同一であるものとし、依頼人が第三者のために依頼する送金は取扱いません。
- ⑤ 当行は前号により外為送金依頼書に記載された事項または電話により指示された事項を依頼内容とします。
- ⑥ 犯罪による収益の移転防止に関する法律その他の法令に基づき必要な場合、依頼人の職業および送金を行う目的を確認させていただきます。

(3) 送金の依頼にあたっては、依頼人は当行に、送金資金の他に、当行所定の送金手数料・関係銀行手数料その他この取引に関連して必要となる手数料・諸費用（以下「送金資金等」といいます。）を支払ってください。なお、小切手その他の証券類による送金資金等の受入れはしません。

4 送金委託契約の成立と解除等

- (2) 前項により送金委託契約が成立したときは、当行は、その契約内容に関して、外国関係計算書等を交付し、送金小切手の場合には、併せて送金小切手を交付します。なお、この外国関係計算書等は、解除や組戻の場合など、後日提出していただくことがありますので、大切に保管してください。なお、電話による送金委託契約が成立したときは、当行は、その内容を当行所定の取引明細に記載します。預金者は、それを受取った場合は、直ちに記載内容を確認するものとします。預金者は、その記載内容に関する照会等については、その作成日から3か月以内に行うものとし、当行は、それ以降の照会を拒否することができるものとします。
- (3) 第1項により送金委託契約が成立した後においても、当行が関係銀行に対して支払指図を発信する前または依頼人に対して送金小切手を交付する前に次の各号の事由の一つにでも該当すると認めるときは、当行から送金委託契約の解除ができるものとします。この場合、解除によって生じた損害については当行は責任を負いません。
 - ① 取引等の非常停止に該当するなど送金が外国為替関連法規に違反するとき
 - ② 戦争、内乱、もしくは関係銀行の資産凍結、支払停止などが発生し、またはそのおそれがあるとき
 - ③ 送金が犯罪や不正にかかわるものであるなど相当の事由がある時
 - ④ 上記以外の場合でも、合理的な理由があり、当行が当行の裁量により、本送金委託契約を解約すべきと判断した場合

6 手数料・諸費用

- (1) 送金の受付にあたっては、当行所定の送金手数料・関係銀行手数料その他この取引に関連して必要となる手数料・諸費用をいただきます。なお、この他に、関係銀行にかかる手数料・諸費用を後日いただくこともあります。また、依頼人より、関係銀行にかかる手数料・諸費用は依頼人が負担するとの申出を受け、当行が諸手数料に関し、依頼人の負担とするよう送金指図を発信するも、これらが送金金額から差し引かれた場合については、当行は責任を負いません。
- (2) 照会、変更、組戻しの受付にあたっては、次の各号に定める当行および関係銀行の所定の手数料・諸費用をいただきます。この場合、前項に規定する手数料等は返却しません。なお、このほかに、関係銀行にかかる手数料・諸費用を後日いただくこともあります。組戻しの場合には関係銀行にかかる手数料、諸費用が差し引かれて資金が返戻されることがあります。

- ① 照会手数料
- ② 変更手数料
- ③ 組戻手数料
- ④ 電信料・郵便料
- ⑤ その他照会、変更、組戻しに関して生じた手数料・諸費用

7 為替相場

- (2) 第4条第4項、第9条第3項、第11条第1項第3号の規定による送金資金等または返戻金の返却にあたり、当行が依頼人にそれらの資金を送金通貨と異なる通貨により返却する場合に適用する為替相場は、先物外国為替取引契約が締結されている場合を除き、当行の計算実行時における所定の為替相場とします。

8 受取人に対する支払通貨

依頼人が次の各号に定める通貨を送金通貨として送金を依頼した場合には、受取人に対する支払通貨は依頼人が指定した通貨と異なる通貨となることもあります。この場合の支払通貨、為替相場および手数料等については、関係各国の法令、慣習および関係銀行所定の手続きに従うこととします。

- ① 支払銀行の所在国の通貨と異なる通貨
- ② 受取人の預金口座の通貨と異なる通貨

9 取引内容の照会等

- (1) 依頼人は、送金依頼後に受取人に送金資金が支払われていない場合など、送金取引について疑義のあるときは、すみやかに取扱店またはコールセンターに照会してください。この場合には、当行は、関係銀行に照会するなどの調査をし、その結果を依頼人に報告します。なお、照会等の受付にあたっては、当行所定の依頼書の提出を求めることもあります。
- (2) 当行が発信した支払指図または交付した送金小切手について、関係銀行から照会があった場合には、送金の依頼内容について依頼人に照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当行からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

10 依頼内容の変更

- (1) 送金委託契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には取扱店の窓口において、次の変更の手続によります。ただし、送金金額を変更する場合には、第11条に規定する組戻しの手続により取扱います。
 - ① 変更の依頼にあたっては、当行所定の内容変更依頼書に、外為送金依頼書に使用した署名または印章により署名または記名押印のうえ、第4条第2項に規定する外国関係計算書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または書面にて保証人を求めることがあります。なお、送金小切手が依頼人に対して交付されている場合には、その送金小切手も提出してください。
 - ② 当行が変更依頼を受けたときは、当行が適当と認める関係銀行および伝送手段により、内容変更依頼書の内容に従って、変更の指図を発信するなど、遅滞なく変更に必要な手続をとります。
 - ③ 本条に規定する変更は、関係銀行による変更の拒絶、法令による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置により、その取扱いができない場合があります。変更ができず組戻しを行う場合には、次条に規定する組戻しの手続をしてください。

11 組戻し

- (1) 送金委託契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には取扱店の窓口において、次の組戻しの手続により取扱います。
 - ① 組戻しの依頼にあたっては、当行所定の組戻依頼書に、外為送金依頼書に使用した署名または印章により署名または記名押印のうえ、第4条第2項に規定する外国関係計算書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または書面にて保証人を求めることがあります。なお、送金小切手が依頼人に対して交付されている場合には、その送金小切手も提出してください。
 - ② 当行が組戻しの依頼を受けたときは、当行が適当と認める関係銀行および伝送手段により、組戻依頼書の内容に従って、組戻しの指図を発信するなど、遅滞なく組戻しに必要な手続をとります。
 - ③ 組戻しを承諾した関係銀行からの送金にかかる返戻金の受領を当行が確認できた場合には、その返戻金を直ちに返却しますので、当行所定の受取書等に、外為送金依頼書に使用した署名または印章により署名または記名押印のうえ、提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または書面にて保証人を求めることがあります。

13 災害等による免責

次の各号に定める損害については、当行は責任を負いません。

- ① 災害・事変・戦争、輸送途中の事故、法令による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等のやむを得ない事由により生じた損害
- ② 当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず発生した、端末機、通信回線、コンピュータ等の障害、またはそれによる電信の字くずれ、誤謬、脱漏等により生じた損害
- ③ 関係銀行が所在国の慣習もしくは関係銀行所定の手続に従って取扱ったことにより生じた損害、または当行の本支店を除いた関係銀行の責に帰すべき事由により生じた損害
- ④ 受取人名相違等の依頼人の責に帰すべき事由により生じた損害
- ⑤ 依頼人から受取人へのメッセージに関して生じた損害
- ⑥ 依頼人と受取人または第三者との間における送金の原因関係にかかる損害
- ⑦ その他当行の責に帰すべき事由以外の事由により生じた損害

16 法令・規則等の遵守

本規定に優先する法令または法令に基づく命令、規制等がある場合は、本規定にかかわらずそれらが適用されるものとし、また、本規定に定めのない事項については、日本および関係各国の法令、慣習および関係銀行所定の手続に従うこととします。

17 正文

本規定の日本語と英語の記載内容に関して相違が生じた場合には、日本語の規定を優先します。

以上、振込規定（海外送金）は、2020年10月19日より適用します。

※本規定全文については、窓口担当者にお申しつけください。